

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

## 佐賀厚生年金 事案 1187 (事案 1072 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 26 日から 42 年 7 月 21 日まで

国(厚生労働省)の記録によると、A社B事業所で勤務していた昭和 37 年 3 月 26 日から 42 年 7 月 21 日までの期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしいとして年金記録確認第三者委員会に対し申立てを行ったところ、平成 23 年 2 月 25 日付けで記録の訂正は不要である旨の通知が届いた。

しかし、前回一緒に申し立てた友人は記録が訂正され、私だけ記録の訂正が認められず、納得がいかない。

今回、新たにA社B事業所で勤務していた同僚の氏名を思い出したため、再度、調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人と同時期に退職した複数の同僚に脱退手当金の支給記録が有る上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人がA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和 42 年 9 月 27 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかぬことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 2 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同僚の氏名を思い出したとして再申立てを行っているところ、当委員会から当該同僚に聴取したものの、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述を得ることができない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、上述の当初申立ての判断の理由のとおり、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りがないこと、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約 2 か月後に支給されていることなど、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。